平成19年3月15日(木曜日)第1回定例会

出席議員(20名)																		
1	番	亲	Я	宮	征	-	-	議員		:	2番	1	左	藤		毅		議員
3	番	Ħ,	鳥	田	俊	盾	Ę	議員			5番	7	†	村	寿	太郎		議員
6	番	朴	K)	田		孝	ž	議員		-	7番	ð	者	倉	謙	太郎		議員
8	番	7	<u> </u>	Ш	忠	郭	ŧ	議員		9	9番	金	令	木	賢	也		議員
1 0	番	克	±	木	春	큳	<u> </u>	議員		1	1番	木	白	倉	信	_		議員
1 2	番	高	5	橋	勝	Ż	ζ	議員		1 :	3番	1	事	橋	秀	治		議員
1 4	14番 佐		藤	藤 良		-	議員		15番		佐		藤	暘	子		議員	
1 6	16番 川			越	越 孝		3	議員		17番		内		藤		明		議員
1 8	18番 那		ß	須	須		<u>\$</u>	議員		19番		12	佐 竹		敬	_		議員
2 0	20番 遠		ŧ	藤	聖	11	E	議員		2	2 1番 伊		₽	藤	忠	男		議員
欠席議員(なし)																		
説明のため出席した者の職氏名																		
佐	藤	誠	六	市			長			荒	木		恒	助			役	
安孫	行	勝	_	収		λ	役			大	谷	昭	男	教	育多	長 員	長	
奥	Щ	幸	助	委		Į	長			佐	藤	勝	義	農	業委員	員会会	長	
那	須	義	行	総選事	務課 挙管理 務	長(1 理委員 局	併) 員会 長			片	桐	久	志	総	合政	策課	長	
秋	場		元	総財	合。務	ty 策 室	課長			菅	野	英	行	総政	合政党 改革护	を課行 性進室	財長	
尾	形	清	_	総立	合政党 地 推	策課』 進室	業長			Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長	
有	Ш	洋	_	市	民生	活課	長			浦	Щ	邦	憲	建	設	課	長	
柏	倉	隆	夫	建 都	市整	殳 備 室	課長			犬	餇	_	好	花 推	・緑・t 進	せせら 課	ぎ 長	
佐	藤		昭	下	水 i	道 課	長			安	系子	政	_	農	林	課	長	
兼	子	善	男	商	工観	光課	長			斎	藤	健	_	健	康福	祉 課	長	
鈴	木	英	雄	会	計	課	長			荒	Ш	貴	久	水	道事	業所	長	
兼	子	良	_	病	院	事 務	長			芳	賀	友	幸	教			長	
熊	谷	英	昭		校教					菊	地	宏	哉	学 指	校	发育 進室	課長	
エ	藤	恒	雄	生 ス 振	涯ポ興.	学 - 課	習ツ長員長			安孙	系子	雅	美	監	查	委	員	
宇	野	健	雄	監事	查 務	委局	員長			清	野		健	農事	業 <i>勃</i> 務	長員局	会長	
事務局	事務局職員出席者																	

安食俊博

大 沼 秀 彦

局 長 補 佐

総務係長

鹿間

渡 辺 秀 行

康

事 務 局 長

総務主査

議事日程第5号第1回定例会平成19年3月15日(木)午前9時30分開議

再		開	
日程第	1	議第 1号	平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
"	2	議第 2号	平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
"	3	議第 4号	平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
"	4	議第 5号	平成19年度寒河江市一般会計予算
"	5	議第 6号	平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
"	6	議第 7号	平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
"	7	議第 8号	平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
"	8	議第 9号	平成19年度寒河江市老人保健特別会計予算
"	9	議第10号	平成19年度寒河江市介護保険特別会計予算
"	1 0	議第11号	平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
"	1 1	議第12号	平成19年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
″	1 2	議第13号	平成19年度寒河江市立病院事業会計予算
"	1 3	議第14号	平成19年度寒河江市水道事業会計予算
"	1 4	議第15号	寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
"	1 5	議第16号	寒河江市副市長定数条例の制定について
"	1 6	議第17号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
			の制定について
"	1 7	議第18号	寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
"	1 8	議第19号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に
			ついて
"	1 9	議第20号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
"	2 0	議第21号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
"	2 1	議第22号	
"	2 2	議第23号	
"	2 3	議第24号	寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
"	2 4	H3%210 = 0 3	
"	2 5		
"	2 6	H3%210 = 1 3	
"	2 7	議第28号	「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結
		****	について」の一部変更について
"	2 8	議第29号	—
"	2 9	-	「西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書」の提出に関する請願
"	3 0	請願第2号	すべてのひとのワークルール確立をめざす請願

- " 31 請願第3号 日豪EPAに関する意見書の提出を求める請願
- 日程第32 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3)建設経済委員長報告
 - (4)予算特別委員長報告
 - " 33 質疑、討論、採決
 - 〃 34 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - 7 35 議会案第2号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
 - 〃 36 議会案第3号 西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書の提出について
 - " 37 議会案第4号 日豪EPAに関する意見書の提出について
 - 7 38 議会案第5号 道路整備財源の確保・充実に関する意見書の提出について
 - // 3 9 議案説明
 - ″ 40 委員会付託
 - " 41 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。髙橋議会運営委員長。

〔髙橋秀治議会運営委員長 登壇〕

髙橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、昨日午前10時41分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催 し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は、議会案第1号から議会案第5号までの5案件であります。

追加議案の取り扱いについては、議会案第1号から議会案第5号を一括上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるよう、お願い申しあげ、御報告といたします。

新宮征一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

なお、報道関係者より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し 添えます。

議案上程

新宮征一議長 日程第1、議第1号から日程第31、請願第3号までの31案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第32、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月7日9時30分から市議会第2会議室において委員6名中5名出席、当局より助役 及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第27号及び議第29号の11案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第15号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、政務調査費の月額が1万円から1万5千円になるが、議員だけが上がるのはどうなのか、市民感情から見ても納得いかないのではないかとの問いがあり、当局より、議会で行財政改革の検討委員会を設置していただき、必要のないところは大幅に削減し、必要なところは手だてをし、全体としてのバランスを考えるという提言を受け、市でもそれを評価し、改正しようとするものです。また、寒河江市においては、議会みずから使途を厳しく制限しており、今問題になっている報道には当てはまらないと理解しています、と答弁がなされました。

議第15号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の 結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市副市長定数条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、平成19年4月1日からの副市長の任期はどうなるのか、また給料体系はどのようになるのかとの問いがあり、当局より、現行の任期の残任期間となります、給料体系は現行のままです、との答弁がなされました。

議第16号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し て採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議第20号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、 当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、民間人から地区公民館長を採用することになるが、地方公務員法の適用はなるのか、また1週間の勤務時間の割り振りはどうなるのかとの問いがあり、当局より、非常勤特別職ですので、地方公務員法の適用はなります、勤務時間については1日7.5時間の週4日勤務で週30時間になり、原則的には8時30分から16時45分までの勤務を考えております、との答弁がなされました。

委員より、公民館等の行事が集中する土日の勤務についてどのように対応するのかとの問いがあり、 当局より、基本的には平日の勤務としますが、土日に事業が重なる場合は土日を勤務日とし、平日 に振りかえ運用していきたいと考えています、との答弁がなされました。

議第20号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の 結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の 説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、行革大綱での管理職手当のカットと、その退職金への影響についての問いがあり、当局より、18年度から22年度までの5年間、50パーセントカットで実施しています、退職金については給料月額を対象にしますので、直接関係はありませんとの答弁がなされました。

議第21号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の 結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市土地開発基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に 入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、基金残高は幾らぐらいか、またその残金は一般会計に戻すのかとの問いがあり、当局から、現金については225万5千円ほどで、一般会計に繰り入れます、との答弁がなされました。

議第22号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月7日午前9時30分から市議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号、議第4号、議第24号、請願1号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第2号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、介護予防プランで要支援 1、2で5分の1しかなかった、その内容は、との問いがあり、 当局より、介護予防事業は今年度から取り組んだ事業で、高齢者老人の4パーセントを見込んだも ので、包括支援センターの受託部門で3,100件ほど見込んだのですが、介護予防プランを立てたとこ ろ、結果的に対象者が少なかったため、計画より大幅に下回ったということです、との答弁があり ました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第2号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を 求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、入院患者、外来患者それぞれ減っている理由はほかに接遇の問題があるのでは、という話を聞くがどうなのかとの問いがあり、当局より、感想箱に意見が寄せられていますが、その中には接遇や食事、施設整備などの要望もあります、接遇については院内会議を開催し、対応しているほか、接遇の外部監査を受け、御指摘、御指導をいただき、具体的なものを目に見える形で改善に努力しております、との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、 討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、料金の減免ということだが、これまでの利用状況と料金は、との問いがあり、当局より、 身障者の方については浴室1人用ですが、身障者浴室があります、介助者をつけて入浴していただ き、1時間から1時間半ぐらいの入浴です、これまでの料金は200円です、また1日平均四、五人ということです、との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書」の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、請願第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月7日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長 等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第25号、議第26号、議第28号、請願第2号及び請願第3号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に 入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、これまで公園を借りる場合は管理センターに行けば借りられたが、今後はどうなるのかとの問いがあり、当局より、市民に不便をかけないように、これまでどおりさくらんぼ会館で申請をしていただけるようにと考えております、との答弁がありました。

委員より、使用料は有料になるのかとの問いがあり、当局より、これまでどおり無料です、との答 弁がありました。

議第26号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、変更内容の詳細及びその金額についての問いがあり、当局より、一つは請負差金による減額が2,492万7千円、二つには設計精査による減額が4,284万円、三つには設計変更による増額が3,013万5千円です、また入札による請け差や設計の精査については、これは出てくるものと思います、との答弁がありました。

委員より、全国の自治体で日本下水道事業団にこのような形で依頼をしているのかとの問いがあり、 当局より、規模の大きな自治体で電気設備や水処理設備などの専門技術者がいるところでは自前で やっているようですが、ほとんどの市町村が事業団に委託しているようです、との答弁がありまし た。

途中、休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第28号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、請願第2号すべてのひとのワークルール確立をめざす請願を議題とし、担当書記による請願 文書朗読の後審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より、願意妥当で多数の労働者が該当するような内容であり、採択すべきと思います、との意見がありました。

委員より、全体的な社会情勢やいろいろな労働者がいることから、この請願には賛成しかねます、 との意見がありました。

委員より、願意は認められるところもあるけれども、小さい零細企業もあるわけで、その経営者の 立場も考慮する必要があるのではないか、また今、国でも全体の底上げについての議論がなされて いる問題でもあり、その推移を見る必要もあり、継続審査とした方がよいと思います、との意見が ありました。

委員より、昔のように労働者の賃金を守るとか、そのことだけに走ると会社そのものがつぶれ、失業者がふえてしまう、今は地方の零細な企業を守るためには踏ん張らなければならない時期で、時期尚早の面があると思います、との意見がありました。

委員より、基本は労働者の生活がどうなっているのかということであって、安い賃金で人材を派遣してもらって、それで企業が成り立つということであれば、その企業の姿勢にも問題があるのであり、人口の大半を占める労働者やその家族の生活向上を中心に考えないと、いつまでたってもよくならないと思いますので、ぜひ採択をお願いしたいとの意見がありました。

請願第2号については、継続審査の要求がありましたので、まず継続審査について諮ったところ、 多数で継続審査にすべきものと決しました。

次に、請願第3号日豪EPAに関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願 文書朗読の後審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より、全会派一致でもあり、問題ないけれども、こうした交渉においては表向き強い交渉態度をとりながら、実質的には妥協を重ねてきたということがあり、政府にはもう少し毅然とした態度で交渉に臨んでほしいと思います、との意見がありました。

請願第3号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

[柏倉信一予算特別委員長 登壇]

柏倉信一予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本特別委員会は、2月28日午前9時58分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第1号平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)議第5号平成19年度寒河江市一般会計予算、議第6号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第7号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第8号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号平成19年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第10号平成19年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号平成19年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第13号平成19年度寒河江市立病院事業会計予算、議第14号平成19年度寒河江市水道事業会計予算であります。

11案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

議第1号については、一つ、農林水産業費の減額理由について、一つ、県農林事業との連携対応について、一つ、一般会計から病院事業会計への繰り入れについて。

議第5号については、一つ、固定資産税などの収納率向上の対応について、一つ、新寒河江温泉使用料の内容について、一つ、指定管理者制度導入に係る市民浴場の使用料について、一つ、寒河江サービスエリアスマートインターチェンジ利用の効率化について、一つ、岡本太郎彫刻活用事業内容について、一つ、地域子育て支援センター設置事業の内容について、一つ、特定不妊治療の助成額について、一つ、休廃止鉱山の中和処理について、一つ、米づくりやまがた日本一運動の取り組みについて、一つ、木の下土地区画整理事業の財政負担と軟弱地盤への対応について、一つ、学校給食及び図書館管理業務委託の業者選定等と給食費の未納状況について、一つ、いのちと心を育む学校づくり支援事業について、一つ、障がい児者等に係る文書表現の対応について。

議第6号については、一つ、下水道使用料の未納金の対応と汚泥処理について、一つ、汚泥処理に 係る県税について、一つ、工業団地の下水道事業の取り組みについて。

議第8号については、一つ、国保税の滞納対策及び課税について。

議第10号については、一つ、地域包括支援センターの役割と人的体制について、一つ、特別養護老人ホーム等の待機者数について。

議第12号については、一つ、緑環境税と財産区とのかかわりについて。

議第13号については、一つ、病院事業における委託料について、一つ、病院の欠損金について、一つ、医師確保と未収金の対応について、一つ、一時借入金の限度額について。

議第14号については、一つ、給水戸数の見通しと第4次拡張事業の進捗状況について、一つ、水道 事業における経営方針等の諮問について、一つ、県村山地区水道からの受水単価について、一つ、 起債の借入先についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第7号、議第9号、議第11号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月14日、午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、 収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

日程第1、議第1号から日程第11、議第14号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第1号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第5号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第6号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

新宮征一議長 日程第33、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 これ、お尋ねしたいわけでありますけれども、19年の4月1日からこういうふうに改正なるわけでありますけれども、それに伴って助役が副市長というふうな名称になるわけでありますけれども、市の条例で助役というふうな表現になっている条例がたくさんあるというふうに思うわけでありますけれども、それらの条例の改正の部分についてはどうなるのかということが質疑がなされたのか、あるいは委員からの質疑でなくて当局からの議案の説明の際にそういうふうなことが説明されたのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

新宮征一議長 松田総務委員長。

松田 孝総務委員長 お答えします。質問は全くありませんでした。当局からの説明もありませんで した。以上です。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 そうしますというと、4月1日からこの条例が発効というふうな、効力が発生をするというふうなことになりますというと、どういうふうになるのか。この間に臨時議会を招集をしたりなんかするのかどうか。あるいは、制度的にどうなっているのかも、私もちょっとわからない部分もあるわけでありますけれども、お聞きをしたいというふうに思うんです。もうきょうで今議会は終了する手はずになっているわけでありますので、この点について議長から取り計らいなどいただければ幸いに思いますけれども。

新宮征一議長 ただいまは委員長の報告に対して質疑を求めておりますので、御遠慮願いたいと思います。川越議員。

川越孝男議員 わかるんです、委員長に……。しかし、今議会が、この条例が通りますというと、4月1日からそういうふうになるわけでありますから、議会としてその間に臨時議会をしたりなんかするのかどうかなども含めて、あるいはそういうことが法律上、制度上必要ないのかどうかもわからないものですから、お尋ねをしたんです。

新宮征一議長 この案件に関しては、これはそれぞれの委員会に付託して審議してもらってるわけですから、この議場でこの問題を取り上げることはできません。(「それじゃ、そういう問題がありますので、議長の方から受けとめていただいて、後ほど検討を願いたいということを申し入れを、議長に対して」との声あり)

新宮征一議長 この件については検討いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員

の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

この際、地方自治法第117条の規定により、次の議員の退席を求めます。寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番髙橋勝文議員、13番髙橋秀治議員、17番内藤 明議員。以上の方は

退席を願います。

[指名議員 退席]

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

この際、寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番髙橋勝文議員、13番髙橋秀治議員、 17番内藤 明議員の復席を求めます。

[指名議員 復席]

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の 議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件について、建設経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。建設経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択とすることに決しました。

議会案上程

新宮征一議長 日程第34、議会案第1号から日程第38、議会案第5号までの5案件を一括議題といた します。

議案説明

新宮征一議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号から議会案第5号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規程により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第40、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号から議会案第5号までの5案件については、会議規則 第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

新宮征一議長 日程第41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議会案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「賛成議員 挙手]

もう一度お願いします。

挙手全員であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

議会案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

発言の申し出

新宮征一議長 この際、猪倉謙太郎議員、佐竹敬一議員、髙橋秀治議員、内藤 明議員、遠藤聖作議 員から発言の申し出がありますので、これを許します。猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 貴重な時間をいただきまして、ごあいさつをさせていただく機会を得ましたことに対しまして、心より厚くお礼を申しあげます。

議員生活は2期8年でありましたが、充実した議会活動をさせていただき、感謝をいたしております。今期をもちまして議員を辞することといたしましたが、きょうまで多くの皆様方からお世話になりましてありがとうございました。市当局を初め、同僚議員の皆様に改めて厚くお礼を申しあげたいと思います。

これからの社会は人口減少と高齢化がますます進むわけでありますが、財政状況も急に改善する見通しもない中で、それぞれの町に見合った独自性豊かな魅力あるまちづくりが求められてくるんだろうと思います。コンパクトシティーが大きな流れになるんだろうと思います。地域住民の皆さんが参加してみんなで町の将来像を考える必要があると思います。

また、自分の住んでいる地域に愛着を感じるとともに、人とかかわる教育が今求められているのだろうと思います。教育目標である、いのちと心を育み、輝く人間の育成につながるものと思います。ことしは第5次振興計画と行政改革大綱が、そして教育振興計画が策定され、新たな一歩を踏み出した年でもあります。この大事業に取り組むに当たり、自信と確信を持って事業の完成に努力していただきたいと思います。

最後になりますが、寒河江市の発展と寒河江市議会のますますの御発展を心より祈念を申しあげ、 あいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

新宮征一議長 佐竹敬一議員。

佐竹敬一議員 きょうで議会も終わり、万感迫るものがございますけれども、20年を振り返ってみますと、本当に当時初当選したときには寒河江市の将来というものを描きながらいろいろと活動をしてきた、そんなことが今思われるわけですけれども、非常に当局、あるいは議員の皆様方からいろいろと御協力をいただき、議長を2回させていただきましたことなど、私の将来の宝物として厚く御礼を申しあげたいと思います。

いろんな思い出がたくさんございますけれども、寒河江市とトルコ・ギレスンが姉妹都市をいたしまして、締結15年の記念のときに市長が都合によってトルコに行けないというようなことで、私が団長としてギレスン市を訪問した。思い出してみますと、非常にいろんな要人の方々との出会いがあったり、あるいはテレビ出演なんかもあったり、私にとっては生涯忘れ得ることのできないすばらしい経験をさせていただいたなと、このように思っております。

今後ひとつ寒河江市市政発展のために議員の皆様方にはチェックアンドバランスというものを肝に銘じながら、議会と行政は両輪であるということも肝に銘じながら、今後寒河江市の発展に御尽力を願いたいと。私も20年間この議場にいるいるとお世話になりましたことを本当に感謝を申しあげ、寒河江市勢発展、寒河江市が今後西郡の中核都市として大きく発展し、市民の幸せを心からお祈りしつつ、議会のますますの御発展を御祈念申しあげて、感謝の言葉にさせていただきたいと思いま

す。まことにありがとうございました。(拍手)

新宮征一議長 髙橋秀治議員。

髙橋秀治議員 ただいまは議長よりあいさつする機会をいただき、ありがとうございます。

私、昨年の後半に思いもかけぬ病魔に襲われ、議会並びに大勢の皆様方に御迷惑をおかけしました ことに対し、深くおわびを申しあげます。また、病気療養入院中には励ましの言葉、またお見舞い までいただき、まことにありがとうございました。

さて、平成19年第1回定例議会を最後に、私、今期をもって議員を辞することといたしました。顧みて、平成7年の初当選以来、3期12年の議員活動ができましたことに、多くの市民の皆様方、当局の方々、また議員諸兄の御指導、お支えがあればこそと深く感謝申しあげます。私の人生の中で最も充実した時間でありました。

思い起こしますと、寒河江市は福祉の町の幕あけでもあり、第4次振興計画の真っただ中で大きく飛躍しながら日本一さくらんぼの里を全国に発信し、花と緑とせせらぎで彩る潤いのあるまちづくりにこだわりながら、全国都市緑化やまがた花咲かフェアの開催など、目覚ましい発展を遂げてまいりました。美しい町、豊かな町に誇りを持ちながら、市民と一体のまちづくりに取り組んでまいりました。

このようなまちづくりの中で、議員活動ができましたことに感動と喜びを覚えているところであります。第5次振興計画も力強く歩み始めたわけでありますが、足元を見据えながら着実に飛躍発展され、中核都市としての役割を果たされることを期待いたしています。私も一市民に立ち返り、熱意を持ってまちづくりに参加をしていきたいと思っているところであります。

終わりに当たり、寒河江市の輝かしい発展と多くの市民の皆様方、当局の方々、議員諸兄の御健勝を祈念いたしながら、去る者の感謝と御礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。 (拍手)

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 発言の機会をいただきまして、まことに恐縮に存じますとともに、心から感謝を申し あげる次第でございます。

私も次の市議会議員選挙に出馬しないことを決めました。初当選以来、この16年間、今日まで市長初め職員の皆さんにはいろいろとお世話になり、心から厚く御礼を申しあげる次第でございます。

私はこれまで、地方政治は民主主義の学校という教えがありますが、主権者は市民であるということを基本に、市長から提案されるさまざまな議案について是々非々という態度で臨んでまいりました。そのことが寒河江市発展のもとになるというふうに信じてきたからであります。言葉で言えば、是々非々、5割が非でありますが、実際は会議録を詳しく調査したわけではありませんが、議案についての是々非々は是々々非ぐらいで、約2割ぐらいが非であったのかなと、こういうふうに思っているところであります。ある番組で、前の宮城県知事の浅野史郎氏はこのぐらいが緊張感があって地方自治体では大変いいというようなことを申しておりました。そういう意味で、私も少しでも緊張感を持たせることができたならば私の役割も果たせたのかなと、こういうふうに思っているところであります。

振り返ってみますと、大型開発事業と財政問題などについて市長との考え方が大きな隔たりがあったことを今でも覚えております。地方交付税の持つ性格と危うさ、みんなで渡れば怖くないという

ふうなことでは、後に大変なことになるということを指摘しながら警鐘を鳴らしてきたつもりであります。今日の国の財政の厳しさ、本市の財政状況の厳しさの中で市民生活に身近なところまで予算を削減しなければならなかったり、あるいはクアパークの事業の半端さ、周辺部の下水道事業の事実上の計画変更で着手しないということなどを見るにつけ、私の指摘もあながち間違っていなかったのではないかなというふうに今思っているところであります。

申しあげたいことはたくさんありますけれども、最後に寒河江市のますますの御発展、市長初め職員の皆さんの御健勝、そしてまた同僚議員の皆さんの御健勝と御健闘を御祈念申しあげて私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 私も今期で勇退をします。健康上の理由なんですけれども、道半ばというところで大 変残念ではありますけれども、今後は体調の回復に努めて私のできることをやっていきたいという ふうに思っています。

今、振り返ってみますと、29歳で初当選したんですけれども、私の人生のこれまでの半分近くが市会議員だったわけです。壇上にいる、ひな壇にいる課長も市長も私が当選したときはいませんでした。1人もいませんでした。目の前にいる議員の皆さん方も1人もいませんでした。いつの間にか一番古い議員になってしまったわけであります。当時の市長は武田市長で、それからずっと2人の市長といろんな意味で議論も交わしてきたし、さまざまな御提案も申しあげてきたりしたことが大変懐かしく思われます。

ややもすると、議会がチェック機能を果たしづらくなる、これは長年の議員活動を通して痛感してきていることでありまして、やっぱり行政がちょっと危うくなった場合は議員がそれを軌道修正する、そういう責任があるというふうに私は常々思っています。100パーセント正しいということはないし、そういう意味では議員が厳しく目を光らせるという責任を果たしていく必要がこれからもあるのではないかと思います。

ある政治学者が言っていましたけれども、行政は動き出したらとまらない、そういう特徴があるという指摘をした学者がいました。やっぱり振り返って、どうだったんだというふうに思いとどまってやり直すということも行政の中では必要なこともあるのではないかというふうに思います。同僚の議員の皆さんは今後再挑戦される方にはぜひ再びこの議場に戻ってこられて、このような中での議論を、ちょうちょうはっしの議論をぜひやっていただきたいというふうに心から思う次第です。

私はまだ58歳、4月27日で59歳になって、まだまだ若いんですけれども、1日も早く体調の回復に努めて、何らかの形でお役に立てる仕事につきたいなというふうに思っております。ぜひ、引き続き皆さん方との御交遊も続けたいなというふうに思っておりますので、私より早く皆さん亡くならないようにだけしていただきたいなというふうに思っています。

最後の発言の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。(拍手) 新宮征一議長 この際、市長からも発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。 佐藤誠六市長 平成19年3月議会第1回定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつ申しあ げたいと思います。

議員の皆さんにとりましても、私にとりましても、4年ということの区切りというのは大きく受け とめていなければならない時期でございます。ましてや、ただいま5名の議員の皆様から今議会を 最後にして寒河江市議会議員を勇退なされるということの御発言がございました。 5 名の皆様から それぞれ思い入れのあったところのお話が聞けたわけでございますけれども、皆さんにとりまして も、私にとりましても、感慨深いものを覚えておるところでございます。

5名の方々には、私より前に市政に携わった方もいらっしゃいますし、私よりも後で御就任なられ、そしてまた早くおやめになる方もあるわけでございまして、でも、それぞれの方とこの議場において、あるいは市政万般におきまして議論を闘わし、意見を交換し、そして寒河江市の発展、市民の幸せのためにお互い尽くしてきたということは同じだろうと思っております。

そういうわけでございますので、皆様が今期限りで議場から姿を消されるということに対しましては、本当に感慨深いものがあるわけでございますけれども、皆さんにおきましてはどうかこれからも御健勝にわたらせまして、それぞれのまた部門におきまして、まだ若いのでございますから、存分のお働きをいただきたいと、このように思っております。

今、地方の時代は大変な難しい局面にあろうかなと、このように思っております。地方分権と言われましても、まだまだこれから紆余曲折の時代を迎えようとしておりますし、寒河江市におきましても第5次振興計画、あるいは行財政改革、教育振興計画を、三つの計画を寒河江の将来像を眺めながら推し進めておる段階でございますけれども、これまでの中におきまして皆さんのお力をかりましてここまで来たことは御案内かと思いますけれども、これからが大切な年だろうと、このように思っておるわけでございますので、どうか去られる議員の方々も、そしてまたお残りになる方も寒河江の将来のためになお一層お力をおかしいただくように、そしてまたそれぞれの立場で寒河江の発展に御貢献くださることをお願い申しあげたいと思っております。

本当に5名の方にはありがとうございました。そしてまた、まだ残られる方も試練の時期を迎えておるわけでございますので、どうか十分市民の声を取り入れられるように御奮闘なされることを祈念申しあげまして、私からのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。(拍手)

閉 会 午前11時01分

新宮征一議長 これにて平成19年第1回定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでした。 寒河江市議会議長 新宮征 一

会議録署名議員 猪 倉 謙太郎

会議録署名議員 佐 藤 暘 子